

Ⅱ．学校環境衛生基準(シックスクール)

学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

[文部科学省告示第 60 号抜粋:令和 4 年 3 月 31 日改正]

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下に同じ。)にかかる学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表 1 検査項目及び基準値

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4)浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
	(5)気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6)一酸化炭素	6ppm 以下であること。
	(7)二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	(8)揮発性有機化合物	
	ア.ホルムアルデヒド	100 µg/m ³ 以下であること。
	イ.トルエン	260 µg/m ³ 以下であること。
	ウ.キシレン	200 µg/m ³ 以下であること。
	エ.パラジクロロベンゼン	240 µg/m ³ 以下であること。
採光及び照明	オ.エチルベンゼン	3800 µg/m ³ 以下であること。
	カ.スチレン	220 µg/m ³ 以下であること。
	(9)ダニ又はダニアレルゲン	100 匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。
	(10)照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx(ルクス)以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最少照度の比は、20:1 を超えないこと。また、10:1 を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000lx 程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500lx 程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」とい

		う。)Z9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11)まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源(昼光の場合は窓)がないこと。 (イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12)騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは LAeq 50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときは LAeq 55dB 以下であることが望ましい。

2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年 2 回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年 1 回定期的に検査を行うものとする。

表 2 検査方法

検査項目		方法
換気及び保温等	(1)換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。
	(2)温度	0.5 度目盛の温度計を用いて測定する。
	(3)相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球温度計を用いて測定する。
	(4)浮遊粉じん	相対沈降径 10 μm 以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler 法) 又は質量濃度変換係数(K)を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。
	(5)気流	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。
	(6)一酸化炭素	検知管法により測定する。
	(7)二酸化窒素	ザルツマン法により測定する。
	(8)揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では 30 分間で 2 回以上、拡散方式では 8 時間以上行う。
	ア.ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。 固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ-質量分析法により測定する。
	イ.トルエン	
	ウ.キシレン	
	エ.パラジクロロベンゼン	
	オ.エチルベンゼン	
	カ.スチレン	

	(9)ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1m ² を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。
	備考 一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。 検査項目(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回から検査を省略することができる。 検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。 二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回から検査を省略することができる。 三 検査項目(9)については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。	
	採光及び照明	
	(10)照度	日本産業規格 C1609-1 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所にもっとも近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。
	(11)まぶしさ	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。

	図 黒板 30cm 10cm 中央 教室 中央 1m 1m 中央	
騒音	(12)騒音レベル 普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。 等価騒音レベルの測定は、日本産業規格 C1509-1 に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A 特性で 5 分間、等価騒音レベルを測定する。 なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。 特殊な騒音源がある場合は、日本産業規格 Z8731 に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。	
	備考 一 検査項目(12)において、測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。	

第 2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

第 3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

※ 第 2～第 4 は室内空気汚染に関することでないので省略した。

第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第 1 から第 4 に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

表 3 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

検査項目		基準
教室等の環境	(1)換気	(ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。
	(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)明るさとまぶしさ	(ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	(4)騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲料水等の水質及び施設・設備	(5)飲料水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg/L 以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	(6)雑用水の水質	(ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg/L 以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。
	(7)飲料水等の施設・設備	(ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。

ミズ	学校の清潔及び 衛生害虫等	(8)学校の清潔	(ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
		(9)ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。
ル	水泳プールの 管理	(10)プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中 1 時間ごとに 1 回以上測定し、その濃度は、どの部分でも 0.4mg/L 以上保持されていること。また、遊離残留塩素は 1.0mg/L 以下が望ましい。 (ウ) pH 値は、プールの使用前に 1 回測定し、pH 値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で 3m 離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
		(11)附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

2 点検は、官能法によるもののほか、第 1 から第 4 に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。

第 6 雑則

1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- (4) その他必要なとき。

2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。

3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から 5 年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から 3 年間保存するよう努めるものとする。

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。